平成２３年（フ）第１４５号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目11番１号
養護老人ホーム倫尚園
債務者　岩口　純三
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４６号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目13番22号307号
債務者　甲野　隆弘
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県田川郡赤村大字赤670番地
債務者　永井ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５７５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13921番地１
債務者　田中　規之
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２号
宮崎市大塚町馬場崎3563番地　県営住宅Ｂ４棟２号
債務者　日高　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７号
宮崎市大橋１丁目161番地　ともビル202号
債務者　井手　房幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８号
宮崎市大橋１丁目161番地　ともビル202号
債務者　井手　令子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７３号
宮崎市大字島之内7456番地１
債務者　今村麻理子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８０号
宮崎市源藤町原田368番地１　串間ビル305号
債務者　大狩　二郎
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８号
宮崎県小林市細野4472番地１　細野西団地54―５―29号
債務者　柊野　里美（旧姓上別府）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２９号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目８番８―202号
債務者　椎葉　誠志
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目５番12号
債務者　森　まゆみ（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
鹿児島県志布志市志布志町帖6378番地
債務者　肝付久美子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
沖縄県那覇市字安里367番地儀間アパート301
債務者　伊波枝里子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字久貝1033番地　上地マンション106号
債務者　譜久村直子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第４４８号
兵庫県明石市二見町東二見292番地の６
債務者　山端　住夫
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県明石市硯町１丁目５番22―202号
債務者　高瀬　正人
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県明石市相生町１丁目９番30―805号、旧住所大分県中津市耶馬溪町大字深耶馬1198番地
債務者　米澤美喜代（旧姓椛田）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係